

飲食店への営業時間短縮要請

要請期間

令和3年2月22日（月）～3月7日（日）

区 域

金沢市片町1丁目及び2丁目、木倉町

対 象

飲食店 ※酒類を提供するカラオケ店を含む

要請内容

午後9時までの時短営業（営業開始は午前5時以降）
酒類の提供は午後8時まで

協力金の額

全期間実施を前提に1店舗56万円

申請受付開始

令和3年3月8日（月）

協力金に関する
お問い合わせ

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター
（石川県事業者支援ワンストップコールセンター）

TEL 076-225-1920（9時～18時）

メール ishikawaonestop@jtb.com